

倶楽部たより

2022 年 8 月

つるま法律倶楽部

暑中お見舞い申し上げます

本倶楽部たより 1 月号で現在の日本の問題状況をまとめました。加えて、ぶり返して収束見通しが立たぬウイルス・パンデミック、異常気象、いつまで殺し尽くし破壊し尽くすのかウクライナ武力紛争、円安、コストプッシュインフレ、アベノミクスのツケで日銀は身動きできず機能不全。大手メディアの劣化、ネット空間の偽情報（フェイク）やヘイトの横行。

その中で、救いがある判決も。泊原発運転差し止めを命じた 5 月 31 日の札幌地裁判決、生活扶助費（生活保護）の切り下げは違法とした昨年大阪地裁判決、今年 5 月 25 日の熊本地裁判決、6 月 24 日の東京地裁判決が出た。期限付き大学非常勤講師の無期雇用への転換を認めて教員の地位を確保した専修大学無期転換事件の 7 月 6 日の東京高裁判決、原発事故について東電旧経営陣の任務違反による 13 兆円超の賠償責任を認めた 7 月 13 日の東京地裁判決…。

時代は変わる。さてもあるべきことならねばとて、笑顔を見せて今を生きてゆこう。

弁護士 小島 高志

つるま法律倶楽部バスツアー 3 年ぶり、富山へ

やってきました。立山・室堂、雪の大谷。高さ 14 m の雪の壁。最高点の看板を前に、参加者一同で記念撮影。道路が開通した、ひと月前は 20 m あったとのこと。

5 月 28 日朝、御器所を出発して、五箇山の合掌作り集落・世界遺産の散策、コキリコ民謡の見学をして、立山国際ホテルへ。

二日目の朝、ケーブルカーで美女平に、さらに 50 分、高原道路を右に左にと、つづら織の道をバスに揺られて、室堂平に到着。深い積雪に掘られた、道路のわきのバームクーヘンのような雪の地層は圧巻。

記念写真の後は、12 時発の帰りバスまで、自由行動。数人で、みくりが池温泉まで足を延ばし、閻魔台から噴煙の上がる地獄谷を眺め、テラスで、ビール、ソフトクリームで一服。下山して、一路、宇奈月温泉へ。

三日目はトロッコ列車で、黒部溪谷に。黒部川沿いに、キーキーとレールを鳴らし、走る。トンネルの中は冷蔵庫並みの寒さ。断崖絶壁の壮観な眺めを見ながら、鐘釣温泉へ。河原にある温泉の湯船は増水で水没。岸の洞窟からのお湯で足湯を楽しみました。

今回のバスツアーは 3 年ぶり、コロナ禍をのり越えて開催にこぎつけました。立山高原道路が落石で通行止めになり、急遽、ケーブルカー、高原バスに切り替えるなど、アクシデントもありましたが、三日間、天気にも恵まれ、参加者一同、大いに楽しみました。

会員 佐藤 典生



<雪の大谷>



<トロッコ列車>

第7波が始まった

医師 中川 武夫

6月中旬は、第6波がかなり終息に向かう兆候が見られ、秋にかけての様々な行事が例年のようにとまではいかないが、実施される方向性が見えていたと、多くの人が思い始めていた。

しかし、恐れていたように、6月20日を底として、再び感染者数が増加し始めた。7月7日には約3倍の全国で4万8千人の新規感染へと増加、9日には5万5千人を超え、4月以来の数値となり、22日には19万人を超える増加の進行もかなり急激となっている。明らかに第7波に入った。要因としては、現在主流のオミクロン株の中でも感染力が強く、従来の免疫を潜り抜けると言われるBA5と名付けられた変異ウイルスへの置き換えが急速に進んでいることと、国の「行動制限はしない」との方針と人々の生活でのコロナ疲れがあると思われる。

これだけの感染者が出ると、医療体制はもちろん、社会インフラも大きく制限を受けることになる。JR九州は乗務員の感染・欠勤でほぼすべての特急列車の運休を決めた。その典型でと言える。

新型コロナウイルスは、変異の起きやすいRNAウイルスで、さまざまな変異を繰り返してきた。その変異型の中で、WHOが「懸念される変異型(VOC)」としただけで、アルファ、ベータ、ガンマー、デルタ、オミクロンの5種類があり、今はオミクロン株の中のBA5が主流になってきているとされる。

一方、感染した場合に重症化しやすいかどうかについてWHOは、データはまだ限られているとしたうえで「重症度が増しているという証拠はない」としている。ただ、第6波で起きたように、感染者数が増えたと、入院者や死亡者が絶対数として増える可能性がある。重症化率が低いと言っても軽視してはならない。また、後遺症の発症も問題になってきている。決して侮るべきではない。

さらに、ワクチンについては、「BA5」に感染した人と「BA2」に感染した人との間で、ワクチンの効果に大きな違いはなかったと報告されている。

対応策としては、副反応がそれほど重大でない方は、ワクチンの追加接種は感染予防と重症化を回避する上で有効と考えられる。もちろん、本人の判断で決めるべきことではある。あとは、通常の予防策をする以外にはないと思われる。

今後の見通しは、BA5以上のさらなる変異は起きにくいのではというウイルス学者もおられるようだが、期待したいが、まだ先は見えてはいない。(7月26日記)

鶴舞総合法律事務所

『最近の相談から』

Q1—離婚時に取り決めた養育費が滞納になっています。元夫の居所が不明で困っています。

A1—元夫の居所を調査し、代理人名で請求をしたところ、1週間後に滞納の全額が支払われました。

Q2—見知らぬ会社からの請求書が届きました。記憶に残っていません。

A2—会社から取り寄せた資料を見ると、ずいぶん昔のクレジットの請求のようです。この種の債権は最終支払期限又は最終返済の日から起算して5年を経ると時効によって消滅します。請求に応じる必要はありません。



Q3—自営をしていた夫が突然亡くなりました。借金があるようです。何をどうしてよいかわかりません。

A3—分かる範囲のことを話して下さい。何を調査すべきか、誰とどんな話をすべきか、相続放棄をすべきか等々をアドバイスします。

Q4—勤務先から給与1か月分の減給処分を受けました。従うべきですか。

A4—1回の減給処分の場合、平均賃金の1日分の半額を超えることは許されません(労働基準法91条、S23・9・20基収1789)。使用者は給料1か月分を減じることは許されません。

なお懲戒処分を行うには予め就業規則で懲戒処分できる場合等を定め、労働者に周知させておかねばなりません。そうでなければ処分そのものが全て違法、無効です。

2022年参議院選挙を終えて

分断と閉塞の中で行われた選挙結果は様々な問題を露呈したように思われる。議席数だとか改憲勢力が3分の2を超えたと取り沙汰されるが、精密な分析が行われ、何が起きていたのかがもっとはっきりしてくるだろう。

投票率は52.05%で辛くも50%を超えたが、投票率は日本代議制政治への有権者の関心と信頼度の指標だ。小選挙区制だとか利権政治とかポピュリズムとかを含め、現実の政治や選挙制度への大きな問題提起が続いているとみておかねばならない。

【比例代表得票率】

	前回→今回	
自民	48.4→46.1	－
公明	35.4→34.4	－
与党計	48.4→46.1	－
立民	15.6→12.8	－
維新	9.8→14.8	＋
共産	9.0→6.8	－
国民	7.0→6.0	－
れいわ	4.6→4.4	－
参政	0.2→3.3	＋
社民	2.1→2.4	＋
N党	2.0→2.4	＋
諸派	1.4→1.1	－
無所属	－→－	
野党計	51.6→54.0	＋

前回参院選と今回の得票率を見ると、比例代表では、自民も公明も、そして与党合計でも得票率が過半数を割っており、減少がみられた。選挙区でも同様である。但しかつて自民が30%台をうろうろしていた時代もあった。獲得議席数は今回の結果に見合っておらず、死票が非常に多い。

深刻な減少症状を示したのは立民と共産である。立民は支持なし層や与党批判票の受け皿になれなかった。共産も同じ。

自民、維新、国民、参政と右傾化が進む中で、与党に対抗して、積極的に展望を示してくれるいわゆる立憲系野党が減少し続ければ、代議制民主主義は機能不全に陥り、制度意義を失いかねない。ヒトラー時代、大政翼賛会時代の再来はまっぴらだ。

N党から当選したガーシーという人物は芸能人の秘密等を暴いて人気を得ている youtuber らしい。名誉毀損になるから止めよと忠告すると名誉毀損の何が悪い！と答えるそう。また選挙中は日本に帰らずドバイからネット経由で選挙運動を行ったという。ポピュリズムは遂にここまできたのか。女性候補者を触りまくってひんしゅくを浴びた元都知事が当選したり…。

ここから今後何が生まれてゆくのか。

しばらくは混乱や停滞の時代が続くことになるのだろうか。



弁護士 小島 高志

安倍元首相国葬への疑問



何も分からない。内閣殿、何のために何をするのか、国民に説明して意見を聞いて下さいませ。

御上が決めたことに口を出すな、黙って見ておればいいのだ、というなら、もうそれだけで反対だよな。

憲法違反だろ

法的には駄目だろ。国家主義時代の明治憲法下には「国葬令」があって、皇族や英雄たちを国葬したが、現憲法制定と同時に廃止された。国家主義を否定したんだ。だから今は「国葬」を行う法的根拠がない。内閣は法的根拠に基づいて権限を行使すべきであると同時に法的根拠なく権力を行使してはならない。国が費用を負担するなら予算措置が必要で、国会の決議を経なければならない。要するにいまのまま国葬を強行するのは憲法違反の疑いがある。

まずは臨時国会を開いて、そこで討議しなきゃいかんでしょう。



『 相談から 』

弁護士 安井 一大

2年程前に交通事故で相談に来られた方(以下「Xさん」といいます。)の事例を紹介します。

(1) Xさんが優先道路を自動車で進行しているところ、交差点内で、右方から来たYさんの運転する自動車に衝突されたという事件です。Xさんは男性で、仕事はされていませんが、高齢の両親(特にお母様はアルツハイマー。)の世話をする必要があり、家の中では家事を担当していました。

(2) この事件では、主に、①Xさんの休業損害を認めるか、認める場合はその額、②Xさんの慰謝料の額、③過失割合、が争点となりました。私としては、①は、Xさんが男性ではありますが家事に従事していたことは明らかなので家事従事者としての休業損害が認められる、額は賃金センサスに従って算定する(裁判例を参考に。)、②は裁判基準で慰謝料を算定する、③は裁判例や法令に基づきXさん:Yさん=1:9となり、Yさんの加入している保険会社(以下「相手方保険会社」といいます。)から支払われる損害賠償額は、100万円から120万円くらいにはなるだろうと見通していました。

仕事をしていなくても家事を担当していれば家事従事者として休業損害が発生しますし、裁判外の示談交渉でも弁護士が担当する場合は慰謝料額は基本的に裁判基準に従って算定します。

ところが、相手方保険会社は、①はXさんが男性だから認めない、②は裁判基準を採用しないと、最終支払額約40万円でそれ以上は絶対支払わない、と回答してきました。

(3) 今回の相手方保険会社の提案では絶対応じられないため、依頼者と協議して裁判をしました。当事者双方の主張立証を踏まえて裁判官が提案した和解金の額は、休業損害を認めた上、110万円でした。

この事件は、示談交渉の段階でも、相手方保険会社が頑な態度に出でなければ、それくらいで終結することを見通すことができた事案でした。経験則上、保険会社であれば、通常、私の見通しと同様の終着点を見通していると思います。もし、Xさん本人で対応していたら、約40万円を受け取るだけで終わっていた恐れがあります。

特にここ2、3ヶ月程、交通事故の相談をよく受けます。コロナが収束傾向にあった時期に外出をし、或いはワクチンも2回目以降の接種が済んで外出し、交通事故に遭われたのかもしれませんが。コロナとの因果関係の程は分かりませんが、皆様、気を付けて外出してください。

もし交通事故に遭われた場合は、揉めていなくても、適正な慰謝料額や過失割合を実現するには、弁護士に交渉を依頼する必要があります。上述の事例のように、支払額が保険会社の提案とは全く異なってくる場合もあります。交通事故に遭われた場合は、一度弁護士にご相談ください。 以上

【事件報告】

名古屋自由学院事件 (続報)

学院からの教職員組合事務所明渡請求事件は(本倶楽部より21年8月号で既報)、代替組合事務所を提供させることによって解決する見込みです。

既に労使間で事務所移設のための確認書を取り交わし、現在はこれに基づいて学院側が代替事務所整備のために必要な建物改造工事、水回り設備工事、空調設置工事等を行っており、こ

れら工事の完成が確認できたら、裁判上の正式な和解調書を作成します。新事務所は経営側の干渉を受けない場所にあり、関係工事費全ては学院側が負担し、使用期限の定めはなく、従来どおり無償で使用できます。このような形で組合事務所使用権が確保できたのはなによりの結果です。

(担当弁護士 小島、石塚、廣田、森弘典)

家族が亡くなった後に必要な手続⑤

弁護士 廣田 真紀

家族が亡くなった後にやることといえば、「葬儀」を思い浮かべる方が多いでしょう。しかし、葬儀以外にもやらなければならない手続は多々あります。

家族が亡くなった悲しみの中でもスムーズに手続ができるように死亡後に必要な手続について解説します。最終回となる本稿は、遺産の分け方が決まった後の手続についてのお話です。

☆遺産の分け方が決まった後の手続

①預貯金がある場合

まずは口座名義人が亡くなったことを各金融機関に伝えましょう。大手の銀行では相続オフィスなどの名称で専門の部署を設けています。専門の部署が無い場合は、口座を有している各支店へ連絡してください。これにより口座が凍結され、入出金ができなくなります。

窓口や郵送で相続届等の所定の用紙を受け取り、記入したうえ、相続関係を証明する戸籍謄本、印鑑証明書、協議が成立している場合は遺産分割協議書等を添付して提出しましょう。

書類に不備がなければ2週間から1か月程度で預貯金の解約・払戻しがなされます。

②自動車がある場合

売却したり廃車にする場合でも、まずは故人から相続人へ名義変更をする必要があります。ナンバープレートを交付している管轄の陸運局に、移転登録申請書や手数料納付書、自動車税申告書、自動車検査証、自動車保管場所証明書等を提出しましょう。

③不動産がある場合

相続登記を行い、故人から相続人へ名義変更をする必要があります。不動産を管轄する法務局に、戸籍謄本等とともに登記申請書を提出しましょう。申請に際しては、固定資産税評価額の0.4%に相当する金額が登録免許税としてかかります。

相続登記は、法改正により令和6年4月1日

から義務化され、怠った場合は10万円以下の過料が科されるおそれがあります。相続登記の義務化は令和6年4月1日より前に発生した相続についても対象になるので、早めに登記申請をしておきましょう。

④相続税の申告

課税遺産総額が基礎控除額(3000万円+600万円×法定相続人の数)を超える場合には、相続税の申告が必要です。課税遺産総額とは、遺産に、死亡保険金等のみなし相続財産と死亡日より3年以内の生前贈与財産を加算し、債務や葬儀費用、公益法人への寄附金等を控除した金額です。申告及び相続税の納付期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内です。期限を過ぎると延滞税がかかるので要注意です。

⑤最後に

以上のように、相続手続はとても煩雑ですが、弁護士が代わりに各手続を行うことも可能です。当事務所では、相続登記について司法書士と、相続税申告について税理士と連携を取りながら、相続に関する一切の手続をお引き受けしています。ご自身で手続をすることが難しい方はぜひご相談ください。



最近、読んだ本から

弁護士 石塚 徹

「死刑について」 平野啓一郎著

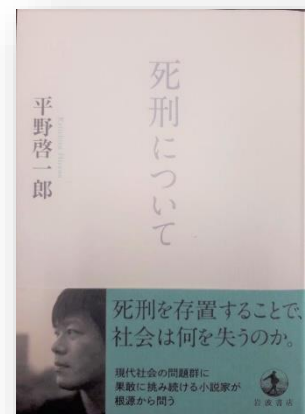
著者は芥川賞作家として有名です。この著者は、もともとは死刑制度に賛成する人でした。それが、だんだんと死刑制度反対に変化していった過程がこの本によって示されています。

著者が若い頃、死刑存置派だったのは、感情的に「殺害された被害者やその家族に覚える自然な共感や同情」だったようです。それが、殺人をテーマにした小説を書くということを考え、そのとき「なぜ人を殺してはいけないのか」と自問する中で、被害者の存在に注目したのです。そして、犯罪被害者の遺族が書いた本などを読み、「全国犯罪被害者の会」の集会も取材し、「決壊」という小説を執筆しました。その結果、心境に変化をきたし「死刑制度に嫌気がさして」しまったそうです。その理由は、第一は警察の捜査の実態に強い不信感を抱いたことであり、第二には、重大犯罪の具体的な事例を調べると犯人の「自己責任」を追及するだけでよいのかという疑問、第三に、「人を殺してはいけない」ということは絶対的な禁止であって、事情があれば人を殺してもいいという相対的な規範ではないという考えに至ったことです。また、死という恐怖に直面させることで加害者に深い反省や改悛をさせるという考え方に懐疑的だとも。

筆者は、今までの死刑廃止論者は被害者に対するケアが欠落していたのではないかと、被害者遺族の気持ちを重視します。しかし、その上で被害者遺族が加害者を許せないとして死刑を求めて当然だとすることにも疑問を呈します。死刑を求めないということと犯人を許すということは切り離すべきだとします。

日本では、死刑存置論の方が圧倒的多数派です。筆者は、それが日本における人権教育の失敗など文化的ベースを指摘し、「被害者に寄り添うから、死刑を維持すべきと考えるのか。被害者に寄り添うからこそ、死刑を廃止すべきと考えるのか。『憎しみ』で連帯する社会か、それとも『優しさ』を持った社会となるのか。死刑をめぐる議論は、この国と社会をどのようなものにしていくかという深い議論につながっていく問題だと、僕は考えています。」と結んでいます。

平易な表現の中に深い考察をしている本です。



コロナと保険

みらい保険事務所 仲野 丘人
【問合せ先：052-842-4144】

今年の7月になり、コロナの新規感染者数が爆発的に増え、7月半ばに累計感染者数は、1千万人を超えました。

弊社のお客様からも感染したという連絡が、毎週のように入ります。

ここで改めて、保険の給付金について注意点を挙げます。

コロナに対する給付金は、基本、「入院給付金」です。「入院給付金」が付帯されている医療保険などは、病院への入院に限らずホテルや自宅隔離でも給付対象です。また、「入院一時金」も対象となります。コロナは疾病ですが、主に怪我の補償である傷害保険でも、感染症が給付対象の場合、「入院給付金」が給付される可能性があります。ただし、陽性となった場合でも、待機期間の記された、医療機関や保健所の通知書、証明書や診断書が必要です。

今一度ご自身が加入している保険や共済の確認をされてはいかがでしょうか。

◆子ども食堂「つなぐハウス」を応援したい◆

昭和区長戸町に「つなぐハウス」があります。これは、健康を大事にした子ども食堂を常設化し、子どもも大人も気軽に利用できる、学校でも塾でもない「第3の居場所」を確保しようとしています。

「つなぐハウス」を拠点に次のような活動をしています。

- ・食品ロス等を利用した環境活動
- ・子育て応援夕食弁当／シニア弁当
- ・子どもの主体的活動を援助する野外活動やイベント
- ・困難感を抱える家庭への個別的支援や相談
- ・包括連携した大型フードパントリーを目指す活動

地域の方々、様々な方々のボランティアが食事作り等を支えています。



子ども食堂と聞くと、貧困で食事を取れない子どもたちへの救援ボランティア活動だと思われる方が多そうです。確かにそういう側面もあります。親の多忙や貧困によって適切な栄養が取れず親を含めて援助が必要な場面があります。でも子どもはご飯さえ食べさせてあげれば成長できるのでしょうか。

こういう動きこそ、社会的な課題に取り組み、閉塞時代を乗り越え、未来の子どもたちが育つ場を作り地域の人々を結び、社会を共同で作ってゆく大事な力のはずです。広義の民主主義というものが皆で助け合い幸せになるという意味を含むとすれば、ここにそれがあります。

これを支えてゆくには、日常的な各種ボランティア（見守り、料理作り、各種食品の調達、弁当配送等）や金銭的援助が必要でしょう。空き家、空き店舗等をお貸しいただければもっと大きな「居場所」創りも可能になるでしょう。

みなさん「つなぐハウス」を応援しませんか。



<連絡先> 一般社団法人つなぐ子ども未来 090-3953-2561 (安藤)

HP: <https://tsunagu-kodomo-mirai.org/>

* 皆さんから当事務所にご連絡くだされば取り次がさせていただきます。

第16回 地元の弁護士・税理士・司法書士による無料相談会

◆日時：9月9日（金）午後1時30分～午後8時（要予約・1人30分程度）

◆場所：鶴舞総合法律事務所

**つるま法律倶楽部に集う弁護士・税理士・司法書士が一堂に
会しますので、法律のことや税金のことまとめて相談できます。**



第16回 昭和区平和のつどい

主催：昭和区平和のつどい実行委員会

『～つながろう 平和な未来を私たちの手で～』

日時：9月10日（土）12時半～16時（開場12時）

場所：名古屋市公会堂 4階ホール（鶴舞公園内）

○第1部：12時半～ 平和の文化交流と若者のセッション

○第2部：14時～ 津田大介さんに聞く『情報の海から宝石を見つけ出す』
（つだ・だいすけ ジャーナリスト、メディア・アクティビスト）



※詳細は同封のチラシをご覧ください。

※つるま法律倶楽部会員は参加費500円のところを300円で入場いただけます。

当日「つるま法律倶楽部会員受付」においでください。ご家族も同様に対応します。
お待ちしております。

憲法カフェのご案内

毎月第4月曜日午前10時～12時 参加費：500円

講師：鶴舞総合法律事務所 弁護士 場所：セミナールーム

憲法カフェに参加して

会員 尾形 慶子

2012年4月にできた自民党の憲法改正草案は、細かく読めば読むほど恐ろしいものです。鶴舞総合法律事務所の石塚徹弁護士が、毎月第4月曜日の午前10時から、草案を1条項ずつ講義してくれます。加えて、関連する事件やエピソードを語ってくれるので、興味がわき、理解が深まります。参加者からも質問や意見が出され、いわゆる「知的好奇心が満たされ」て楽しいです。

たとえば、婚姻に関する第24条は、自民党草案の追加された第1項が「家族は、互いに助け合わなければならない」と謳っています。「特定の道徳観を憲法に入れるって、気持ち悪い」「反抗期の子どもは憲法違反の存在なのか?」「自主性を尊重する親は憲法違反なのか?」など話が咲きました。

今、重大なのは第2章です。現行の「戦争放棄」ではなく、自民党草案は「安全保障」という名前になり、第9条2項は「交戦権を認めない」から「自衛権の発動を妨げるものではない」に180度変わります。そして、第9条の2「国防軍」が新設され、内閣総理大臣の指揮の下、領土の保全のために国民も協力しなければならないとされています。

私たちは、現行憲法と自民党草案をじっくり読み、憲法改正がどれだけ重大な結果を将来世代にもたらすかを知る必要があります。

次の憲法カフェは8月22日午前10時から、テーマは第5章の「内閣」です。

皆さん、ご参加ください。

セミナーのご案内

『知ってトクする！ 医療・介護・税金の負担軽減策』

医療・介護・税金の負担増が続く中、「負担が軽減できる制度」が埋もれています。これらの制度は、申請が必要なために、知らないでいると大損です。

既存の制度を活用して、少しでも負担を軽減することを目的にパンフレットが作成されました。「医療費領収書をもったら」「入院したら」など、いろんな場面で活用できそうな制度を紹介します。また、実際にこのパンフレットを読み、軽減制度を申請した方のお話も紹介します。ぜひ、ご参加下さい。

日時 9月17日(土)午前10時～12時
場所 セミナールーム(鶴舞総合法律事務所隣)
講師 愛知県保険医協会 事務局次長 日下紀生さん
参加費 500円 パンフレット代含 (要予約・定員 20名)

★当日ご都合が悪く、パンフレット購入ご希望の方はご連絡ください。
(実費100円+郵送費)



会員リンク

「来た！観た！歩いた！尾瀬」

会員 樽見 秀樹

夏がくれば 思い出す はるかな尾瀬 遠い空 霧のなかに うかびくる やさしい影 野の小径
水芭蕉の花が 咲いている 夢見て咲いている水のほとり 石楠花色に たそがれる はるかな尾瀬 遠い空



と歌われる尾瀬。

水芭蕉は咲いてなかったけど…霧の中に影は浮かばなかったけど…
道々に可憐に咲く小さな花たち、池塘に浮かぶ 雲 空 山
遙か彼方に立つ 燧岳 至仏山など山々、延々と続く湿原と木道。
どこを切り取っても景色になる。そんな尾瀬を歩いた。

★ セミナールーム ご案内 ★

4C室のセミナールームは今年の前半もコロナ感染状況により講座開催の有無を都度判断しながら多彩なセミナーを開催しました。下記は特に人気の講座を4つご案内します。

8月以降も新しいセミナーや講演会の企画、恒例の東山植物園散策も開催予定です。皆様もぜひご参加ください☆セミナーを開催したい方も募集中です。

○セミナーの詳細は同封の「ぴーぷる いきいき活動のチラシ」をご覧ください。

○席数や材料準備の関係上、各々1週間前までに電話やFAXにて申込みをお願いします。

○セミナールームの貸出も可能です。(定員20名、2時間 1,500円)

いきいきフラワー教室

季節の花材を中心にアレンジフラワーを楽しんでいます。

同じ花材と花器を使っても、みんなの個性が出て面白いです。先生のアドバイスでより納得の出来栄になります。完成後は自然にお互いの作品への感想など、おしゃべりするのも楽しい時間です。



ひまわりの花束を作りました

いきいき体操教室

椅子に座わりながら身体全体を気持ちよく動かしていきます。

脳トレを意識した動きもあります。

うまく出来なくても、より脳を動かすことになり効果大との先生の励ましもあり、楽しく運動しています。

(休憩を取りながらマスクを着用して行っています。)



アクセサリー作り教室

マスクにつけるアクセサリーや髪飾り、イヤリングなどの手作りを教えてもらえます。

作製のための用具は全て貸してもらえて、好きなパーツを選んで自分だけのオリジナルアクセサリーを作ることができます

特にマスクチェーン(紐)を作る回は毎回大人気です☆



生徒さん作のイヤリング

下町アロマ教室

植物の花、葉、木部、種子などから採った精油を使ってハンドクリーム、虫除け・花粉症対策スプレー、入浴剤、リップバームなどを作っています。

精油それぞれの働きを知ったり、香りを試して、数種類を選んでブレンドします。できあがったものはみんな個性があって、それぞれ良い香り♡ おしゃべりにも花が咲きます。



つるま法律倶楽部会員のみなさまへ

～無料法律相談をお気軽にご利用下さい～

◎相談受付 平日 午前10時～午後6時

第2土曜日（午前10時～12時）、第4土曜日（午後1時～3時）

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約（受付時間 平日午前9時～午後6時）を
お願いします。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

セミナールームでの土曜無料法律相談

遺言・相続・後見	セミナー ルーム	第1、第3土曜 午後1時～3時 1人40分程度	弁護士 小島 高志	前日までに予約
----------	-------------	-------------------------------	--------------	---------



夏の納涼会『金シャチ横丁 BBQ ピアガーデン』

日時：9月2日（金）18時～20時半 会費：4,500円（食べ飲み放題）

場所：名古屋城 BBQ パーク

名古屋市中区三の丸1丁目2番5号 金シャチ横丁・義直ゾーン

地下鉄名城線「市役所」駅7番出入口より徒歩10分

※どなたでも参加可能です。参加希望の方は事務所までご連絡ください。

遂に再開します!!

低山歩こう会

＜開催日＞ 2022年11月23日（水・祝）

＜目的地＞ 三重県^{くろそやま}倶留尊山 <参加費> 5,000円/人
参加される方は事務所までご連絡ください。
御器所からマイクロバスを出す予定です。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

今年度（2022.6～2023.5）年会費納入の郵便局振込用紙を同封させていただきます。

既にお支払い頂いている会員さんには同封していません。ご確認をお願いいたします。本年度より、振り込み用紙を使って郵便局で現金で振り込む場合、窓口及びATMいずれの場合も110円の手数料がかかります。通帳またはカードからの支払いの場合はかかりません。ご負担をお掛けしますが宜しくお願いします。

尚、一般社団法人権利擁護支え合うぴーぷるへの移行をご希望の方は事務局までご連絡ください。

—— 編集後記 ——

2019年よりカラーの倶楽部たよりの編集をお手伝いしています。こんな歴史あるたより作成に携わり始めてもう4年目。新倶楽部たよりとしての型も決まってきました。編集スキルもPCスキルも無かった私ですが、少しでも紙面を明るくするためのイラストをほぼ自分の好みで選んだりしながらも、みなさんからの要望に応えられるようにと、毎回作成の度に勉強し成長させてもらっています。

私は会員さんに書いていただく「会員リンク」が好きです。各個人独特の文章を編集するのに四苦八苦していますが、楽しくやらせていただいています。

まだまだ進化中の倶楽部たよりへアドバイスよろしくお願いします。

N. A

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地

エスティプラザ御器所4F

TEL (052) 852-1220 / FAX (052) 852-1227

【夏季休暇の

お知らせ】

8月11日（木）

～16日（火）

宜しくお願いいたします。

